(第1条から第5条の2まで省略)

(領収書)

第5条の2 金銭登録機により使用料(条例第5条第1項に規定する使用料のうち大式場及び小式場に係る使用料に限る。)、管理料(条例別表第4に掲げる墓地及び納骨堂に係る管理料を除く。)又は手数料を領収したときは、領収書(第4号様式の3)を納付者に交付する。

(管理料の納付方法)

第5条の3 久保山墓地、三ツ沢墓地及び日野公園墓地の墳墓地に係る管理料は、年度ごとに市長が指定した期日までに納入通知書若しくは口座振替若しくは自動払込みの方法により、又は管理事務所の窓口において納付しなければならない。

- 2 芝生型納骨施設及び自動搬送式納骨施設に係る管理料は、年度ごとに市長が指定した期日までに納入通知書又は口座振替若しくは自動払込みの方法により納付しなければならない。ただし、自動搬送式納骨施設に係る管理料については、使用許可期間の残存期間の分を一括して納入通知書により前納することができる。
- 3 (本文省略)
- 4 (本文省略)
- 5 (本文省略)

(第19条から第23条まで省略)

(第1条から第5条の2まで省略)

(領収書)

第5条の2 金銭登録機により使用料(条例第5条第1項に規定する使用料のうち大式場及び小式場に係る使用料に限る。)、管理料(削除)又は手数料を領収したときは、領収書(第4号様式の3)を納付者に交付する。

(管理料の納付方法)

第5条の3 久保山墓地、三ツ沢墓地、日野公園墓地の墳墓地、芝生型納骨施設及び自動搬送式納骨施設に係る管理料は、年度ごとに市長が指定した期日までに納入通知書若しくは口座振替若しくは自動払込みの方法により、又は管理事務所の窓口において納付しなければならない。ただし、自動搬送式納骨施設に係る管理料については、使用許可期間の残存期間の分を一括して納入通知書により前納することができる。

(削除)

- 2 (本文省略)
- 3 (本文省略)
- 4 (本文省略)

(第19条から第23条まで省略)

附 則(令和7年 月規則第 号)

この規則は、公布の日から施行する。